

「急いでいるときこそ一呼吸 譲る気持ちで運転を」 H26年度最優秀交通安全標語

1. 「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」

本法律改正施行の背景には、登校中の小学生の列に無免許の少年が運転する自動車が突入して10人の児童が死傷するなど、痛ましい重大交通事故がここ数年相次いで発生しました。このような事件の中には、現行の刑法で適用される危険運転致死傷罪の要件に当てはまらず、刑罰の軽い自動車運転過失致死傷罪が適用されました。しかし、厳罰化を願うご遺族の声、国民の関心への高まりにより、新たな類型を追加するなどして、悪質・危険な運転者に対する罰則を強化したを目的に本年5月20日に施行されました。

■第2条(刑法の危険運転致死傷罪を新法に移し、さらに1類型を新設)

次に掲げる行為により、人を死傷させた場合は本条が適用されます。

【現行の危険運転致死傷罪】

- ・アルコール又は薬物の影響により、正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為
- ・進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為
- ・進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為
- ・人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為
- ・赤信号等を殊更無視し、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

【新設された1類型】

通行禁止道路を進行し、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

罰則 致死:1年以上の懲役(最高で20年) 致傷:15年以下の懲役

■第3条(危険運転致死傷として新設)

アルコール又は薬物若しくは運転に支障を及ぼすおそれがある病気の影響により、正常な運転に支障が生じるおそれのある状態で自動車を運転し、よって正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた場合

罰則 致死:15年以下の懲役 致傷:12年以下の懲役

■第4条(過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪として新設)

アルコール又は薬物の影響により、正常な運転に支障が生じるおそれのある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、人を死傷させ、その時のアルコール等の影響の発覚を免れる行為をした場合

罰則 12年以下の懲役

■第5条(過失運転致死傷・従来の自動車運転過失致死傷と同じ)

自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた場合

罰則 7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金

■第6条(無免許による刑の加重を新設)

自動車の運転により、人を死傷させた者が無免許であったときは刑が加重

無免許による加重の罰則

15年以下の懲役→6月以上20年以下の懲役

12年以下の懲役→15年以下の懲役

7年以下の懲役等→10年以下の懲役

2. 「一定の病気に係る運転対策」(道路交通法改正)

本法律改正の背景には、一定の病気が運転中に発症して小学生の列に突入して児童を死傷するなどの事故が発生しました。このような事件がもとで本年6月1日に改正施行されました。

■免許を受けようとする者等に対する質問等に関する規定の整備

公安委員会は、免許の取得・免許証の更新をしようとする方に対して、病気の症状に関する必要な質問ができるようになります。

虚偽の記載・報告をした場合→1年以下の懲役または30万円以下の罰金

■一定の病気等に該当する方を診察した医師による診察結果の届出に関する規定の整備

医師は、一定の病気等に該当する方を診察し、その方が運転免許を持っていると知ったときは、その診察結果を公安委員会に届け出ることができます。

■一定の病気に該当する疑いがある方に対する免許効力の停止に関する規定の整備

公安委員会は、一定の病気等にかかっていると疑われる方の免許を3か月を超えない範囲内で期間を定め停止することができます。

■一定の病気に該当することを理由として免許を取り消された場合の再取得に係る試験の一部免除に関する規定の整備

一定の病気に該当すること等を理由に免許を取り消された場合、取消してから3年以内であれば、再取得時の運転免許試験(適性試験は除く)は免除されます。

「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気」とは

- ・ 統合失調症
- ・ てんかん
- ・ 再発性の失神
- ・ 無自覚性の低血糖症
- ・ そううつ病
- ・ 重度の眠気の状態を呈する睡眠障害
- ・ その他自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある状態を呈する病気
- ・ 認知症
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒

URL: <http://www.moj.go.jp/content/000107459.pdf>

以上の2点が改訂されましたので、充分留意願います。